

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題の一つとして位置付け、株主の権利・平等性の確保、適確かつ迅速な意思決定ならびに業務執行の体制および適正な監督・監視体制の構築を図ることにより、株主に対する受託者責任・説明責任を果たすとともに、ステークホルダーとの良好な関係を構築してまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方および方針に関する「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページにおいて公表しております。

(http://www.okasan.jp/ir/governance/pdf/governance_g.pdf)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社はコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方および方針について「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、ホームページにおいて開示しております。

(http://www.okasan.jp/ir/governance/pdf/governance_g.pdf)

<原則1-4 政策保有株式>

コーポレートガバナンス・ガイドライン第7条「上場株式の政策保有に関する方針」、同ガイドライン別紙2.「上場株式の政策保有に関する方針」および別紙3.「政策保有株式の議決権行使基準」をご参照ください。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条「関連当事者間の取引」および同ガイドライン別紙4.「関連当事者間の取引の方針及び手続」をご参照ください。

<原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、運用事務担当者には適切な知識を持った人材を配置することとしております。また、委託者としての責任が果たされるよう、運用機関から定期的に運用報告を受けるとともに、意見交換を行い、適切な運用が行われているかどうかモニタリングを行っております。

<原則3-1 情報開示の充実>

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

コーポレートガバナンス・ガイドライン第12条「経営理念」をご参照ください。

また、経営戦略および経営計画につきましては、当社ホームページをご参照ください。

(<http://www.okasan.jp/group/plan.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針

コーポレートガバナンス・ガイドラインに記載のとおりであります。

(http://www.okasan.jp/ir/governance/pdf/governance_g.pdf)

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の方針と手続

取締役の選解任に当たっては、指名・報酬委員会において、優れた人格と高い倫理観を有し、リーダーシップの発揮により会社目標を達成し経営理念を体現できる人物であることに加えて、証券業務や経営判断・会社運営に係る業務に関し豊富な経験と高い見識を有している人物であることを基準として候補者を選定し、取締役会に諮ったうえ株主総会で決議することとしております。

独立社外取締役の選解任に当たっては、指名・報酬委員会において、優れた人格と高い倫理観を有していることに加えて、財務・会計、法律、経営等の専門的知識を有し会社経営に係る重要な判断に対しの確かな提言・助言ができ指導力に富み、取締役の職務執行の監督を的確かつ公正に遂行することができる人物のうち、当社の掲げる「独立社外取締役の独立性判断基準」を充足することを基準として候補者を選定し、取締役会に諮ったうえ株主総会で決議することとしております。

また、経営陣幹部の解任に当たっては、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の提案を踏まえて取締役会が決定することとしております。取締役の解任については、指名・報酬委員会の提案を踏まえ、取締役会に諮ったうえ株主総会で決議することとしております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役の選任理由は、定時株主総会招集ご通知および本報告書に記載のとおりであります。なお、取締役の解任理由を記載する場合には、株主

総会招集ご通知に記載することとしております。

< 補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要 >

当社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨を、定款において定めております。なお、法令や定款で定められた事項のほか、基本的な経営方針などの重要な業務に関する事項については取締役会の決議事項としており、取締役会規程において内容を定めております。

取締役社長等の経営陣にその決定を委任している業務執行上の事項は以下のとおりであります。

- ・ 重要な財産の取得および処分等
- ・ 金融機関等との重要な取引および1件5億円以上の長期資金の借入れ
- ・ 部長および同待遇者以上の人事
- ・ 支店その他の営業所および重要な組織の設置、変更および廃止
- ・ 社債の募集に関する重要事項
- ・ 規程の制定および改廃(株式取扱規程および取締役会規程を除く。)
- ・ 重要な契約の締結(法令または定款の定めにより株主総会または取締役会の決議事項とされるものを除く。)
- ・ 重要な訴訟行為
- ・ 従業員の採用に関する方針および計画
- ・ 従業員の給与および福利厚生に関する基本的事項

< 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準 >

コーポレートガバナンス・ガイドライン第30条「独立社外取締役の独立性判断基準等」および同ガイドライン別紙6.「独立社外取締役の独立性判断基準」をご参照ください。

< 補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方ならびに取締役の選任に関する方針・手続 >

コーポレートガバナンス・ガイドライン第32条「取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件」および同ガイドライン別紙7.「取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方並びに取締役の選任に関する方針・手続等」をご参照ください。

< 補充原則4-11-2 取締役の兼任状況 >

取締役の重要な兼職の状況につきましては、株主総会招集通知の事業報告等において毎年開示しております。

< 補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要 >

毎年、各取締役の自己評価などを参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示しております。本年の当社取締役会の実効性に関する評価結果(概要)及び実効性改善の取組みにつきましては、当社ホームページをご参照ください。

(http://www.okasan.jp/ir/governance/pdf/board_effectiveness.pdf)

< 補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針 >

コーポレートガバナンス・ガイドライン第35条「取締役・監査等委員のトレーニング」をご参照ください。

< 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針 >

コーポレートガバナンス・ガイドライン第37条「株主との建設的な対話に関する方針」および同ガイドライン別紙8.「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	9,732,498	4.87
農林中央金庫	9,700,000	4.85
三井住友信託銀行株式会社	8,726,000	4.36
大同生命保険株式会社	8,660,000	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,490,100	3.75
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822,000	2.91
有限会社藤精	5,266,000	2.63
株式会社りそな銀行	4,937,000	2.47
株式会社みずほ銀行	4,925,743	2.46
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,924,000	2.46

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(大株主の状況に関する補足説明)

・大株主の状況は2020年3月末現在です。なお、持株比率は自己株式(8,269,487株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
比護 正史	他の会社の出身者													
河野 宏和	他の会社の出身者													
永井 幹人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
比護 正史			当社「独立委員会」委員であります。	大学法学部教授および弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、当社との間に特段の利害関係はなく、中立・公正な立場を保持しているものと判断し、当社一般株主との利益相反が生じる恐れがない者として独立役員に指定しております。

河野 宏和		当社「独立委員会」委員であります。 なお、当社は2018年度において、同氏が所属する学校法人慶應義塾が経営する附属病院に対し寄附を実施しておりますが、金額は少額であり独立性に影響を及ぼすものではありません。	経営管理に関する専門的見地および高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、当社との間に特段の利害関係はなく、中立・公正な立場を保持しているものと判断し、当社一般株主との利益相反が生じる恐れがない者として独立役員に指定しております。
永井 幹人		1978年4月から2013年4月までの期間、当社の主要な取引先金融機関の一社である現・株式会社みずほ銀行の業務執行者でありましたが、当社の同行に対する借入依存度は突出しておらず、また、同行の当社株式所有比率は主要株主に該当する水準ではありません。	経営者としての豊富な経験および企業経営に関する高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、当社との間に特段の利害関係はなく、中立・公正な立場を保持しているものと判断し、当社一般株主との利益相反が生じる恐れがない者として独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行わせることとしております。また、監査等委員会補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会と協議して行うほか、監査等委員会補助使用人は他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査担当部署であるグループ内部監査部は、当社および当社子会社を対象に内部監査を計画的に実施しております。グループ内部監査部と監査等委員会との連携状況として、内部監査終了後の報告会を通して意見交換や、また、定期的に会合を開催し情報の共有を図るなど相互に連携し、内部統制の有効性の向上に努めております。また、監査等委員会と会計監査人の連携状況として、監査等委員会と会計監査人は、定期的に意見交換会を開催し情報の共有を図るなど相互に連携し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。具体的には、監査等委員会と会計監査人の間では定期的な会合を開催し、監査上の問題点の有無や今後の課題および会計監査人の監査体制の説明等に関して意見の交換等を行っております。さらに、監査等委員会・会計監査人・内部監査担当部署が一堂に会して、それぞれの課題等について意見交換等を行う三様監査を推進し、監査品質の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社内取締役

補足説明

当社では、役員および執行役員の指名および報酬に関する手続において、適正性・公正性・透明性・客観性の向上を目的とした任意の委員会として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は監査等委員会を含む取締役等(うち1名は社外取締役)により構成し、取締役の選解任に関する株主総会議案、報酬支給の方針・金額等について審議することとしております。なお、事務局は人事企画部であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす全社外取締役を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬については、前期の業績に応じて、年一回、指名・報酬委員会において審議・決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値を反映した株価と取締役報酬の連動性を高めるため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および当社子会社の岡三証券株式会社の取締役ならびに執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てており、割当数は各取締役等の貢献度を総合的に勘案して審議・決定することとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役それぞれの報酬総額を開示しております。2020年3月期に係る取締役の報酬は次のとおりであります。

(定款または株主総会決議に基づく報酬)

取締役(監査等委員である取締役を除く。):対象人員数3名、報酬総額162百万円

監査等委員である取締役:対象人員数5名(うち社外取締役4名)、報酬総額34百万円(うち社外取締役18百万円)

なお、役員報酬額は有価証券報告書および事業報告において開示しており、これら開示書類は当社ホームページ(<http://www.okasan.jp>)に掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は役位毎に定められた基本報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションで構成されております。なお、岡三証券グループの会長・副会長・社長の役職にある者については役員評定を行う当事者であることから業績連動報酬を支給しないこととしておりますが、基本報酬について会社業績に応じて増減することがあります。

業績連動報酬を算定する指標については、岡三証券グループと岡三証券の経常利益の額を指標としております。岡三証券は当社グループのブランド価値向上に最も重要な役割を果たす中核子会社であり、特別項目を除いた持続的な収益力を測る業績指標として岡三証券グループと岡三証券の経常利益の数値が最も適切であると判断いたしました。

また、株式報酬型ストックオプションについては、役位毎に定められた金額に応じて付与を行っております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬には、業績連動報酬を含みます。その計算の基礎である岡三証券グループおよび岡三証券の経常利益は、当社役員の経営成果を評価する指標であり、目標ではありません。中期経営計画において策定されている定性目標および定量目標を経営の中核的な目標と位置付けております。

当社は、取締役の報酬等(基本報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストックオプション)について公正かつ客観的な決定を行うため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は報酬について指名・報酬委員会に諮問を行うとともに個別金額については取締役社長に一任しております。その諮問を受け、指名・報酬委員会では、取締役の報酬を決定するにあたって該当する報酬テーブルの決定を行い、個人の支給金額については評定に基づき素案を作成し、取締役社長が最終的に金額を決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役3名はいずれも監査等委員である取締役であり、その活動をサポートするためのセクションとして監査等委員会室を設置しております。社外取締役に対し経営会議での審議・報告事項について報告するなど、十分な情報提供を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行体制につきましては、経営上の最高意思決定機関としての取締役会が、法令および定款に定められた事項の決定ならびにグループ経営戦略の立案および統括を行い、取締役社長が取締役会決議の執行、全般の統括を行う体制を敷いております。取締役会については、取締役の員数を9名(うち、監査等委員である取締役3名)とし、迅速な意思決定を可能とする体制としております。

また、「経営会議」を設置し、経営意思決定および監督を担う取締役会と業務執行を担う経営会議の役割を明確化してグループ経営管理の強化を図っております。経営会議では、取締役会で決定された経営基本方針に基づき、業務執行の具体的方針および計画の策定その他経営に関する重要な事項について審議いたします。

なお、当社では、役員および執行役員の指名および報酬に関する手続において、適正性・公正性・透明性・客観性の向上を目的とした任意の委員会として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は監査等委員を含む取締役等(うち1名は社外取締役)により構成し、取締役の選解任に関する株主総会議案、報酬支給の方針・金額等について審議することとしております。

経営の監視体制につきましては、監査等委員の総数は3名となっており、その全員が社外取締役であります。監査等委員は監査等委員会を構成し、監査等委員会規程に基づき、法令、定款に従い監査方針を定めるとともに、監査等委員会として監査意見を形成します。また、取締役会他重要な会議等への出席、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程および取締役の業務執行状況について監督しております。さらに、会計監査人、内部監査担当部署と相互連携を図り、適切な監査の実施に努めております。なお、監査等委員3名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

内部監査体制につきましては、経営リスクの低減および不正の防止等、業務の適正の確保に資することを目的として、社内にグループ内部監査部を設置し、9名の人員を配置しております。グループ内部監査部は、年度毎に監査計画を作成し、当該監査計画に基づき定期的に実地監査を実施するとともに、必要に応じ書面監査を実施しております。また、監査結果は定期的に取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査等委員会設置会社の体制を採用することにより、社外取締役の経営参画による意思決定の透明性向上ならびに監査・監督機能の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日にとらわれることなく、株主への早期発送に努めています。また、自社ホームページへは約4週間前に掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進のため、パソコンやスマートフォンなどを用いたインターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、自社ホームページおよび株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	招集通知を自社ホームページ(URL: http://www.okasan.jp)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、説明会を開催しているほか、個別訪問を随時受け付けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ(URL: http://www.okasan.jp)に会社情報、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、統合レポート、アニュアルレポート、プレスリリース、コーポレート・ガバナンス報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当部署として広報IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、お客さま、社員、株主等、そして地域社会といったあらゆるステークホルダーから信頼される企業グループを目指し、「お客さま大事」の経営哲学のもと、事業活動を通じたCSR(企業の社会的責任)活動に取り組んでおります。 具体例として、当社グループでは、投資信託に係る信託報酬の一部を社会福祉のために寄付する活動や、アカデミズムとの産学連携活動を行っているほか、スポーツ支援活動、環境配慮への取り組みなどを行っております。また、地域貢献として、プラネタリウムでの小学生向け学習上映の実施や、地域イベントへの参加などを行っております。 当社グループにおけるCSR活動の内容については、自社ホームページ(URL: http://www.okasan.jp/csr)に掲載しております。

その他

<女性の活躍のための取り組みについて>

当社グループでは、企業価値の持続的な向上のために、女性社員の一層の活躍が不可欠であると考えております。

グループ中核企業の岡三証券株式会社においては、女性活躍推進事務局を設置し、女性力活用のための様々な施策の実施に取り組んでおります。小学校就学前の子を持つ営業社員を対象とし、職務範囲を工夫して残業は原則禁止とする新しい勤務形態「WLB(ワークライフバランス)育児コース」を導入し、育児環境に合わせた柔軟な働き方を可能とする制度整備を行っております。また、育児短時間勤務についても対象者を法定より大幅に広げ、小学校就学前の子を養育する社員としているほか、結婚・出産・介護などを理由に退職した社員を対象とした再入社支援制度の整備も図っております。

その他、リーダーとしての実行意欲向上を図るため、日本証券業協会主催の「証券Women's Network」に参加するなど中長期的なキャリアプラン醸成を支援しております。こうした継続的な取り組みにより、同社は従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業として、厚生労働大臣による認定「くるみん」を取得しており、さらに2019年には女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし」の3段階中2段階目を取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況については下記のとおりであります。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備してまいります。

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反の疑義のある行為や不正等を発見した場合には、社長に報告するとともに、取締役会等の審議により、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社および当社子会社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。グループCROは、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役に報告する。

また、グループCROは、当社子会社のリスク管理の状況をモニタリングし、定期的に取締役会に報告する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の中期経営計画の方針の達成に向け、当社および当社子会社の業務担当は実施すべき効率的な方法を決定する。当社取締役会では、定期的に当社および当社子会社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて当社子会社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、当社子会社における損益、財産の状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社子会社における一定事項について当社の取締役会、経営会議の承認または報告を求めるものとする。全体会議および経営会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行わせる。

監査等委員会補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会と協議して行う。

監査等委員会補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従う。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社および当社子会社の役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

(1) 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(2) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項

(3) その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

8. その他当社の監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の重要な会議についても出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求める。

また、監査等委員以外の各取締役、執行役員および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役等会議および大会社監査役等連絡会を定期的で開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて当社子会社における監査レベルの向上を図る。

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固とした姿勢で臨み、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備しております。

なお、当社グループ中核企業の岡三証券株式会社では以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて公表しております。

また、その他のグループ証券会社各社においても同様の方針を定めており、組織的に断固とした対応を図ることとしております。

岡三証券株式会社「反社会的勢力に対する基本方針」(2010年7月制定)

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、「大規模買付行為への対応方針」(買収防衛策)を導入し、2019年6月27日開催の当社第81期定時株主総会において本対応方針の承認を決議しております。本対応方針は、当社株券等を20%以上取得しようとする者が、具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを定めたものであり、当社の株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付者との交渉の機会を確保することにより当社の企業価値、当社株主の共同の利益を確保することを目的とするものです。

また、本対応方針による買収防衛策の発動に際しては、社外取締役および社外有識者等によって構成される独立委員会の判断に原則として従うこととしており、取締役会による恣意的な発動の可能性を排除しております。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.okasan.jp>)に掲載しておりますのでご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制について

1. 適時開示に係る社内体制

当社は、当社および当社グループ各社に関する情報を「決定事実」「決算情報」「発生事実」に分類し、常に投資者の視点に立った迅速、正確、かつ公平な会社情報の開示を行うよう努めております。当社は、当社および当社グループ会社各社の重要な会社情報を一元集中し、会社情報の適正な開示に資するため、社内にディスクロージャー委員会を設置しております。

同委員会は情報取扱責任者を委員長とし、必要に応じ随時開催しております。同委員会はディスクロージャー委員会規程に基づき、会社情報の適時開示の要否、適時開示を要すると判断した場合の開示内容、開示時期、開示方法等について、検討を行っております。

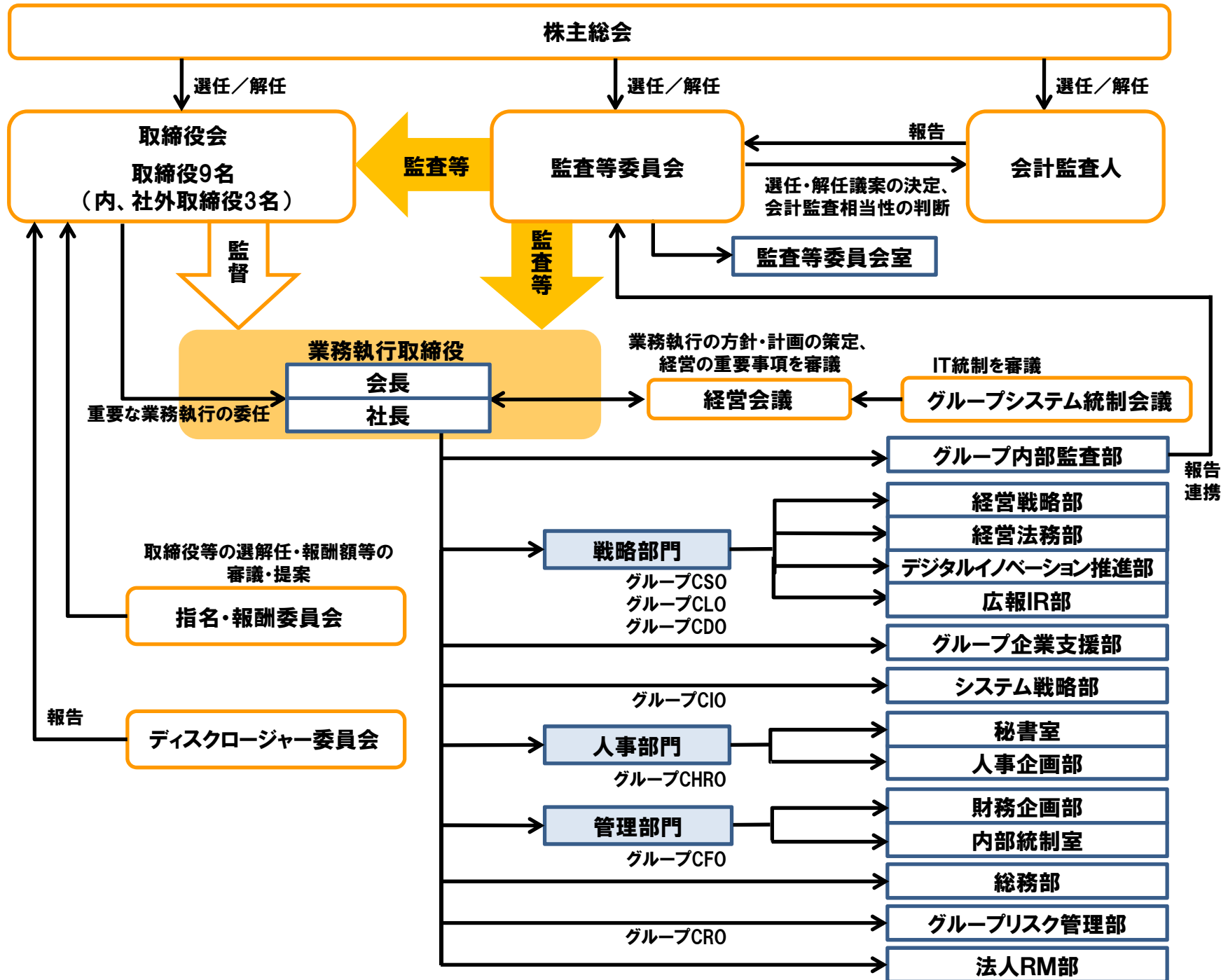
2. 会社情報の適時開示の方法

会社情報の適時開示は、ディスクロージャー委員会による決定後、適時開示基準に従ってすみやかに情報開示しております。

開示方法といたしましては、金融商品取引所の定める有価証券上場規程に従い、適時開示情報伝達システム(TDnet)において情報開示し、同システムでの開示と同時に報道機関への発表を行っております。なお、当該情報は、適時開示情報伝達システム開示後、すみやかに当社ホームページに掲載しております。

3. 会社情報の適時開示に係る組織体制図

別添のとおりです。



会社情報の適時開示に係る組織体制図

